

令和3年度福島県公債管理特別会計予算

令和3年度福島県公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ84,548,467千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		245,311
	1 財 産 運 用 収 入	245,311
2 繰 入 金		46,503,156
	1 一 般 会 計 繰 入 金	25,057,845
	2 基 金 繰 入 金	21,445,311
3 県 債		37,800,000
	1 県 債	37,800,000
歳 入 合 計		84,548,467

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 公 債 費		84,548,467
	1 公 債 費	84,548,467
歳 出 合 計		84,548,467

令和3年度福島県土地取得事業特別会計予算

令和3年度福島県土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,301,020千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		1,651,019
	1 財 産 運 用 収 入	1,019
	2 財 産 売 払 収 入	1,650,000
2 繰 入 金		1,650,000
	1 基 金 繰 入 金	1,650,000
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		3,301,020

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 基金管理費		1,020
	1 基金管理費	1,020
2 土地取得事業費		1,650,000
	1 公共用地取得事業費	1,650,000
3 繰出金		1,650,000
	1 基金繰出金	1,650,000
歳 出 合 計		3,301,020

令和3年度福島県国民健康保険特別会計予算

令和3年度福島県国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,435,651千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		45,131,778
	1 負担金	45,131,778
2 国庫支出金		55,361,140
	1 国庫負担金	32,945,165
	2 国庫補助金	22,415,975
4 前期高齢者交付金		58,981,368
	1 前期高齢者交付金	58,981,368
5 共同事業交付金		227,201
	1 共同事業交付金	227,201
6 財産収入		134
	1 財産運用収入	134
7 繰入金		10,512,573
	1 一般会計繰入金	10,197,573

款	項	金 額
	2 基 金 繰 入 金	315,000
8 繰 越 金		4,067,967
	1 繰 越 金	4,067,967
9 諸 収 入		153,490
	2 貸 付 金 元 利 収 入	11,411
	4 雑 入	142,079
歳 入	合 計	174,435,651

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 総 務 費		99,912
	1 総 務 管 理 費	75,475
	2 運 営 協 議 会 費	478
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	23,959
2 保 険 給 付 費 等 交 付 金		136,865,447
	1 保 険 給 付 費 等 交 付 金	136,865,447
3 後 期 高 齢 者 支 援 金 等		24,394,588
	1 後 期 高 齢 者 支 援 金 等	24,394,588
4 前 期 高 齢 者 納 付 金 等		75,439
	1 前 期 高 齢 者 納 付 金 等	75,439
5 介 護 納 付 金		8,518,911
	1 介 護 納 付 金	8,518,911
6 病 床 転 換 支 援 金 等		1,140
	1 病 床 転 換 支 援 金 等	1,140

款	項	金	額
7 共同事業拠出金			250,113
	1 共同事業拠出金		250,113
8 財政安定化基金支出金			180,000
	1 財政安定化基金支出金		180,000
9 保健事業費			45,009
	1 保健事業費		45,009
10 基金積立金			11,545
	1 基金積立金		11,545
12 諸支出金			2,993,547
	1 償還金及び還付加算金		2,924,923
	2 市町村助成金		68,624
14 予備費			1,000,000
	1 予備費		1,000,000
歳出合計			174,435,651

令和3年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計予算

令和3年度福島県母子父子寡婦福祉資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ175,756千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		5,220
	1 一 般 会 計 繰 入 金	5,220
2 繰 越 金		80,761
	1 繰 越 金	80,761
3 諸 収 入		89,775
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	89,612
	3 雑 入	162
歳 入	合 計	175,756

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費		175,756
	1 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	175,756
歳 出 合 計		175,756

令和3年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計予算

令和3年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ435,199千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 繰越金		13,293
	1 繰越金	13,293
3 諸収入		421,906
	1 預金利息	25
	2 貸付金元利収入	421,868
	3 雑収入	13
歳 入 合 計		435,199

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 中小企業高度化資金貸付事業費		359,201
	1 中小企業高度化資金貸付事業費	359,201
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		75,998
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	75,998
歳 出 合 計		435,199

令和3年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計予算

令和3年度福島県就農支援資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,724千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			4,196
	1 繰入金	金	1
	2 繰越金	金	3,955
	3 諸収入	入	240
2 業務勘定収入			891
	2 繰越金	金	146
	3 諸収入	入	745
3 就農支援資金貸付勘定収入			11,637
	2 繰越金	金	7,758
	3 諸収入	入	3,879
歳 入 合 計			16,724

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 農 業 改 良 資 金		16,724
	1 貸 付 勘 定	4,196
	2 業 務 勘 定	891
	3 就 農 支 援 資 金 貸 付 勘 定	11,637
歳 出	合 計	16,724

令和3年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計予算

令和3年度福島県林業・木材産業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ249,373千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			248,000
	1 繰越金		233,447
	2 諸収入		14,553
2 業務勘定収入			1,373
	2 繰越金		1,371
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			249,373

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 林業・木材産業改善資金		249,373
	1 貸 付 勘 定	248,000
	2 業 務 勘 定	1,373
歳 出 合 計		249,373

令和3年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計予算

令和3年度福島県沿岸漁業改善資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ79,912千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 貸付勘定収入			79,000
	1 繰入金		1
	2 繰越金		78,999
2 業務勘定収入			912
	1 繰入金		210
	2 繰越金		700
	3 諸収入		2
歳 入 合 計			79,912

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 沿 岸 漁 業 改 善 資 金		79,912
	1 貸 付 勘 定	79,000
	2 業 務 勘 定	912
歳 出 合 計		79,912

令和3年度福島県港湾整備事業特別会計予算

令和3年度福島県港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,182,180千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		2
	1 負 担 金	2
2 使 用 料 及 び 手 数 料		539,782
	1 使 用 料	539,782
3 財 産 収 入		735,579
	1 財 産 売 払 収 入	1
	2 財 産 運 用 収 入	735,578
4 繰 入 金		1,701,476
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,701,476
5 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
6 諸 収 入		240
	1 雑 入	240

款	項	金額
7 県 債		1,205,100
	1 県 債	1,205,100
歳 入 合 計		4,182,180

歳 出		(単位千円)
款	項	金 額
1 小名浜港港湾整備事業費		3,803,984
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	1,939,662
	2 荷 役 機 械 整 備 費	1,746,432
	3 上 屋 管 理 運 営 費	56,585
	4 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	61,305
2 相馬港港湾整備事業費		348,302
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	268,965
	2 上 屋 管 理 運 営 費	25,959
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	10,273
	4 荷 役 機 械 整 備 費	43,105
3 中之作港港湾整備事業費		2,894
	1 ふ 頭 埋 立 造 成 費	2,894
4 翁島港港湾整備事業費		27,000
	3 港 湾 施 設 管 理 運 営 費	27,000

款	項	金 額
歲	出 合 計	4,182,180

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械管理運営費（小名浜港）	令 和 4 年 度	124,030

第 3 表 地 方 債

(単位千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (小 名 浜 港 港 湾 整 備 事 業 費)	5,736,800	1 借 入 方 法 普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。 2 借 入 資 金 政府資金その他	年10%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる政府 資金につい て、利率の 見直しを行 った後にお いては、当 該見直し後 の利率)	起債日から35年以内(据置期間を含む。)の 期間において資金の融通条件及び知事の定め るところにより償還する。ただし、県財政の 都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、 又は借換えをすることができるものとする。
ふ 頭 埋 立 造 成 費 (相 馬 港 港 湾 整 備 事 業 費)	631,500			
計	6,368,300			

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計予算

令和3年度福島県証紙収入整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,998,399千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		2,947,934
	1 証 紙 収 入	2,947,934
2 繰 越 金		50,464
	1 繰 越 金	50,464
3 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		2,998,399

歳 出

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 出 金		2,966,134
	1 一 般 会 計 繰 出 金	2,966,134
2 諸 支 出 金		2,265
	1 証 紙 買 戻 金	2,265
3 予 備 費		30,000
	1 予 備 費	30,000
歳 出 合 計		2,998,399

令和3年度福島県奨学資金貸付金特別会計予算

令和3年度福島県奨学資金貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ455,460千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
2 財 産 収 入		230
	1 財 産 運 用 収 入	230
3 繰 入 金		160,838
	1 一 般 会 計 繰 入 金	147,140
	2 基 金 繰 入 金	13,698
4 繰 越 金		4
	1 繰 越 金	4
5 諸 収 入		294,388
	1 預 金 利 子	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	294,347
	3 雑 入	40
歳 入 合 計		455,460

歳 出

(単位千円)

款	項	金額
1 奨学資金貸付事業費		455,460
	1 奨学資金貸付事業費	455,460
歳 出 合 計		455,460

令和3年度福島県流域下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度福島県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|------------------|
| (1) 年間総処理水量 | 53,520,495立方メートル |
| (2) 一日平均処理水量 | 146,631立方メートル |
| (3) 流域関連市町村数 | 13市町村 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 流域下水道事業収益	6,703,190千円
第1項 営業収益	4,414,308千円
第2項 営業外収益	2,288,882千円

支 出

第1款 流域下水道事業費用	8,213,539千円
第1項 営業費用	7,671,031千円
第2項 営業外費用	209,095千円

第3項 特別損失

333,413千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額332,395千円は、過年度分損益勘定留保資金1千円、当年度分損益勘定留保資金332,394千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入

2,957,286千円

第1項 企業債

465,400千円

第2項 補助金

1,293,908千円

第3項 出資金

785,308千円

第4項 負担金等

412,646千円

第5項 諸収入

24千円

支 出

第1款 資本的支出

3,289,681千円

第1項 建設改良費

2,143,478千円

第2項 固定資産購入費

31,356千円

第3項 企業債償還金

1,114,846千円

第4項 国庫補助金返還金

1千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
流域下水道（県北処理区及び県中処理区） 維持管理業務の委託	令和3年度から 令和4年度まで	1,340,000千円
流域下水道（汚泥放射能対策）維持管理業 務の委託	令和3年度から 令和4年度まで	298,000千円
流域下水道整備工事（県北処理区）	令和4年度	142,000千円
流域下水道整備工事（県中処理区）	令和4年度	426,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
建設改良費	465,400千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金		
			年10%以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、971,847千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

221,561千円

令和3年度福島県工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度福島県工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------|-------------------|
| (1) 給水件数 | 74件 |
| (2) 年間総給水量 | 322,790,670立方メートル |
| (3) 一日平均給水量 | 884,358立方メートル |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	2,996,690千円
第1項 営業収益	2,574,298千円
第2項 営業外収益	400,797千円
第3項 特別利益	21,595千円

支 出

第1款 工業用水道事業費用	2,991,841千円
第1項 営業費用	2,861,812千円

第2項 営業外費用 104,130千円

第3項 特別損失 25,899千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,598,911千円は、過年度分損益勘定留保資金587,025千円、当年度分損益勘定留保資金1,011,886千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 2,334,307千円

第1項 企業債 2,334,300千円

第2項 国庫支出金 1千円

第3項 工事負担金 2千円

第4項 固定資産売却代金 2千円

第5項 雑収入 2千円

支 出

第1款 資本的支出 3,933,218千円

第1項 建設改良費 2,497,901千円

第2項 企業債等償還金 1,435,316千円

第3項 国庫補助金等精算金 1千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額	
1	資本的支出	1 建設改良費	高柴ダム HBV・バイパス管更 新工事	171,000千円	令和3年度	100,000千円
					令和4年度	71,000千円
			鹿島線配水管布設替工事	198,000千円	令和3年度	99,000千円
					令和4年度	99,000千円
			導水管布設工事（横山（1工 区））	300,000千円	令和3年度	75,000千円
					令和4年度	75,000千円
					令和5年度	150,000千円
			導水管布設工事（江畑）	500,000千円	令和3年度	250,000千円
					令和4年度	250,000千円

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
工業用水道建設工事 費	2,334,300千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 （ただし、利率見直し 方式で借り入れる政府 資金について、利率の 見直しを行	起債日から30年以内（据置期間を含む。）の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金			

った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、278,856千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 297,676千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、15,000千円と定める。

令和3年度福島県地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度福島県地域開発事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

企業債の償還 1,262,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 地域開発事業収益 1,330,049千円

第1項 営業外収益 1,330,048千円

第2項 特別利益 1千円

支出

第1款 地域開発事業費用 68,835千円

第1項 営業費用 33,707千円

第2項 営業外費用 35,127千円

第3項 特別損失 1千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,262,000千円は、過年度分損益勘定留保資金113,258千円及び当年度分損益勘定留保資金1,148,742千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入 0千円

支 出

第1款 資本的支出 1,262,000千円

第1項 企業債等償還金 1,262,000千円

（一時借入金）

第5条 一時借入金の限度額は、647,752千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

営業費用と営業外費用との間

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 7,971千円

令和3年度福島県立病院事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度福島県立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病床数		506床
一般病床		306床
精神病床		196床
感染症病床		4床
(2) 患者数		
入院患者	年間患者数	59,954人
	1日平均患者数	164人
外来患者	年間患者数	103,835人
	1日平均患者数	427人
(3) 建設改良事業		437,514千円
既設病院整備		19,800千円
資産購入		194,028千円
雑支出		1千円

県立病院新改築事業

223,685千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 病院事業収益	7,496,229千円
第1項 医業収益	2,816,307千円
第2項 医業外収益	4,676,273千円
第3項 特別利益	3,649千円

支 出

第1款 病院事業費用	7,532,247千円
第1項 医業費用	7,306,703千円
第2項 医業外費用	204,754千円
第3項 特別損失	20,790千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額75,196千円は、当年度分損益勘定留保資金75,196千円で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	1,490,762千円
第1項 企業債	182,700千円

第2項 負担金	882,775千円
第3項 補助金	244,358千円
第4項 他会計からの長期借入金	164,004千円
第5項 県立病院施設整備基金繰入金	15,098千円
第6項 雑収入	1,827千円

支出

第1款 資本的支出	1,565,958千円
第1項 建設改良費	437,514千円
第2項 企業債償還金	872,436千円
第3項 他会計からの長期借入金返還金	254,182千円
第4項 県立病院施設整備基金積立金	1,826千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
矢吹病院訪問看護事業等用公用車リース	令和4年度から令和9年度まで	2,718千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資産購入費	130,400千円	1 借入方法 普通貸借又は債	年10%以内	起債日から30年以内（据置期間を含

券発行
債券の発行価格
は、知事が定め
る。

(ただし、
利率見直し
方式で借り
入れる政府
資金につい
て、利率の
見直しを行
った後にお
いては、当
該見直し後
の利率)

む。)の期間において資金の融通条
件及び知事の定めるところにより償
還する。ただし、事業会計の都合に
より繰上償還をし、償還年限を短縮
し、又は借換えをすることができる
ものとする。

2 借入資金 政府資金その他

県立病院
新築事業費

52,300千円

同

上

同上

同

上

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

医業費用と医業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 3,920,386千円

(2) 交際費 833千円

(他会計からの補助金)

第10条 共済組合追加費用、統轄管理経費、基礎年金拠出金公的負担経費、児童手当経費、経営改革支援経費、退職手当対応経費、県立病院改革プラン実行経費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、737,274千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、590,168千円と定める。